

有価証券届出書の効力の発生の有無について

下記ファンドの募集については、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月10日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無については下記のとおりであり、効力発生日は、2025年1月26日となっております。

記

ファンド名	届出日	届出の効力の発生の有無
ピクテ・ウォーター・ファンド	2025年1月10日	効力は生じております。

以上